



## 【読売新聞】 保護司制度 篤志家頼みでは限界がある



◎ 2018年4月11日 ■ 読売新聞

非行少年や刑務所を仮出所した人の更生を、地域の篤志家が支える。世界でもあまり例がない保護司制度を安定的に維持するには、国や地方自治体の支援が欠かせない。

保護司の身分は非常勤の国家公務員だが、給与は支給されない。今年1月現在4万7641人で、10年間で1300人近く減った。特に都市部での不足が目立つ。

平均年齢は65歳を超え、高齢化が進む。約3割が70歳以上だ。再任が認められるのは76歳未満で、近い将来、定年による退任が大量に見込まれる。若い担い手が育たなければ、更生保護の現場は立ちゆかなくなるだろう。

保護司は月に数回、保護観察を受けている人と面接し、生活面での助言をする。就労先を探し、悩みの相談に乗ることもある。罪を犯した人を孤立させず、再犯防止に果たす役割は大きい。

留意すべきは、ボランティアの善意に頼るだけでは、新たな人材の確保に限界があることだ。

法務省が全国の保護司会にアンケートしたところ、9割が候補者への就任依頼を断られた経験があると回答した。「忙しい」「家族の理解が得られない」などのほか、「自宅に訪ねて来られるのが負担」との理由が多かった。

保護司の面接は、家庭の温かみを伝えるため、自宅で行うのが一般的だ。だが、近年は女性の保護司が増えた。マンション住まいの人も少なくない。抵抗を感じる人がいるのは当然だろう。

国は2008年度から、保護司の活動拠点となる「更生保護サポートセンター」の整備を進めている。公民館などを借り受け、面接や研修を行う。保護司同士の交流が活発になり、新任者の不安解消にもつながっているという。

今年度には、全国800か所に増やす予定だ。賃料や人件費などの補助もさらに充実させたい。

自治体の後押しも重要だ。

東京都荒川区では12年から、区長の呼びかけで、地元出身の区職員が兼職の許可を得て、保護司として活躍している。現在は7人に増え、多くが退職後も活動を続ける意向だという。こうした取り組みを全国に広げられないか。

裁判員裁判では、被告の更生を重視し、保護観察付きの執行猶予判決が目立つようになった。刑の一部執行猶予制度も始まり、保護司の需要は高まっている。

保護司制度の原点は明治時代に遡る。時代に合った手直しが必要だ。保護司と協力し合う保護観察官の増員も検討すべきだろう。